

○長浜市特殊詐欺撃退機器購入費補助金交付要綱

令和2年4月1日告示第96号

長浜市特殊詐欺撃退機器購入費補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、高齢者の消費者被害の未然防止を図り、もって市民の財産を守ることを目的とし、特殊詐欺撃退機器の購入に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、「特殊詐欺撃退機器」とは、電話による特殊詐欺被害を未然に防止することを目的に製造された電話機又は電話機に外部接続可能な機器であつて、次の各号のいずれかに該当する機能を持つものをいう。

- (1) 電話の着信時に、電話の相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中に自動的に通話内容を録音する機能
- (2) 特殊詐欺等の迷惑電話の着信を自動判別し、着信を拒否又は着信ランプ等で警告表示する機能

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者であること。
- (2) 65歳以上の者のみの世帯に属する者であること。
- (3) 補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税、介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に未納がないこと。
- (4) 世帯に属するすべての者が警察から特殊詐欺撃退機器の貸与を受けていないこと。
- (5) 世帯に属するすべての者がこの要綱に基づく補助金の交付を過去に受けていないこと。

(補助対象経費)

**第4条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、特殊詐欺撃退機器の購入に要する費用（購入事業者による取付けが必要な場合は、その費用を含む。）とする。

2 補助の対象となる特殊詐欺撃退機器（以下「補助対象機器」という。）は、1世帯につき1台に限るものとする。

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額）とし、7,000円を上限とする。

(補助金の交付申請等)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書兼請求書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、事業実施年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器の購入に係る領収書（申請者の氏名、品名、事業者名及び日付の記載があるもの）の写し
- (2) 補助対象機器の機能が記載されているカタログ又は取扱説明書等の写し
- (3) 設置状況を示す写真

(4) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による交付申請書兼請求書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金額を確定し、補助金を交付するものとする。
- 3 規則第14条第1項に規定する実績報告は、第1項の規定による交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。
- 4 規則第15条に規定する額の確定は、第2項の規定による交付決定通知をもってなされたものとみなす。

(財産の処分の制限等)

**第7条** 規則第20条ただし書に規定する補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

- 2 規則第20条第2号に規定する機械及び重要な器具で市長が指定するものは、購入の費用にかかわらず、全ての補助対象機器とする。
- 3 市長は、規則第20条に規定する市長の承認を受けて財産の処分をした者に、当該処分による収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(補助金の返還)

**第8条** 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
(告示の失効)
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。